

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	臨時老人薬剤費特別給付金支給事務委託費	事業開始年度	平成11年度	作成責任者		
担当部局庁	保険局	担当課室	高齢者医療課	吉岡 てつを		
会計区分	一般会計	上位政策	医療保険制度の適切な運営に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	老人保健法(昭和57年法律第80号) 高齢者の医療の確保に関する法律附則(平成18年法律第83号)第32条	関係する計画、通知等	「老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置(臨時老人薬剤費特別給付金)の取扱いについて」(平成11年6月22日老発第460号)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成11年度において、医療保険制度の抜本改革までの応急的な措置として、高齢者の医療機関窓口での負担軽減を目的に高齢者の薬剤一部負担に関する臨時特例措置として臨時老人薬剤費特別給付金が創設された。当給付金の審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託するための経費である。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	老人保健制度の対象者(70歳以上の医療保険加入者、65歳以上70歳未満の障害状態にある旨の認定を受けた医療保険加入者(以下、「対象者」という。))が医療機関(調剤薬局を含む)に対して支払うべき薬剤一部負担金相当額を国が代わって支給する。具体的な取り扱いとしては、 (1)国は、対象者に支払うべき支給金を審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会)を通じて、その受領の委任を受けた医療機関に支払うこととする。 (2)医療機関は、(1)の支給を以て老人の薬剤一部負担に充てるものとし、対象者から薬剤の一部負担を徴収しないものとする。 このため、上記の事務を行う審査支払機関に対して国が手数料を支払うものである。					
実施状況	本事業は、平成11年7月1日～平成12年12月31日までの期間で実施された緊急的な措置である。当給付金の請求期間は既に終了しているが、過小請求・過大支払に対する返還請求については、例外的に平成25年度まで認められているため、給付金に係る経費については毎年度予算措置を行っている。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	0.012	0.006	0.006	0	
	執行額	0	0	0		
	執行率	0.0%	0.0%	0.0%		
	総事業費(執行ベース)	0	0	0		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	平成19年度以降は給付費の請求実績なし				
	見直しの余地	平成19年度以降は請求が無いことから、平成22年度において予算の見直しを図り、支給事務委託費については予算計上を行っていない。なお、請求が発生した場合は、事務委託費に関して審査支払機関と協議のうえ対応することとしている。				
予算監視の所見効率化	事業の目的は概ね達成したため、21年度をもって終了。					
補記						

厚生労働省

A 社会保険診療報酬支払基金

B 国民健康保険団体連合会

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0